

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

■保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができません。

○お支払事由に該当しない場合

- 効力発生日前の傷害または疾病を原因とする場合など
(ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金)
- 効力発生日前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合

○免責事由に該当した場合

- 効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金など受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合
(災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金)
- 契約者または加入者の故意または重大な過失
・加入者の犯罪行為
・加入者の精神障害を原因とする事故
- 加入者の泥酔の状態を原因とする事故
- 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火、または津波
・戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金など受取人が、保険金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者：鹿沼商工会議所、被保険者：当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者：当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

税法上のお取扱い

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。
(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。
(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは2025年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

■このパンフレットは2025年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

【お問合せ先】



鹿沼商工会議所

〒322-0031 鹿沼市睦町287-16
TEL 0289-65-1111 FAX 0289-65-1114
☎ 0120-910-441
E-mail: info@kanumacci.org

【定期保険(団体型)引受保険会社】



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】

アクサ生命保険株式会社 鹿沼営業所

〒322-0031 鹿沼市睦町287-16
TEL 0289-65-5059 FAX 0289-63-2466

AXA-A1-2502-0059/357

2025年度

会員事業所のみなさま限定

さつき共済

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+鹿沼商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金・祝品・補助制度)

24時間保障

診査なし

配当金も!

ガン入院一時金

ガン先進医療一時金

6大生活習慣病入院一時金

商工会議所独自の給付制度も!

健康増進に役立つ付帯サービスも!
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

ご留意
ください

鹿沼商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称がさつき共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いしますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- 当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲でこれを提供します。
- 個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- 定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



鹿沼商工会議所

さつき共済の内容

月額掛金 ※掛金には保険料の他、運営費が含まれております

年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
15歳～50歳 S49.10.2～H22.10.1	男女	950円	1,900円	2,850円	3,800円	4,750円	5,700円	6,341円	6,982円	7,623円	8,264円
51歳～55歳 S44.10.2～S49.10.1	男性	1,210円	2,419円	3,629円	4,838円	6,048円	7,258円	8,039円	8,821円	9,602円	10,384円
	女性	1,027円	2,054円	3,082円	4,109円	5,136円	6,163円	6,862円	7,562円	8,261円	8,960円
56歳～60歳 S39.10.2～S44.10.1	男性	1,404円	2,808円	4,213円	5,617円	7,021円	8,425円	9,328円	10,232円	11,135円	12,038円
	女性	1,103円	2,207円	3,310円	4,414円	5,517円	6,620円	7,371円	8,121円	8,872円	9,622円
61歳～65歳 S34.10.2～S39.10.1	男性	1,731円	3,462円	5,192円	6,923円	8,654円	10,385円	11,498円	12,610円	13,723円	14,836円
	女性	1,253円	2,505円	3,758円	5,010円	6,263円	7,516円	8,345円	9,175円	10,004円	10,834円
66歳～70歳 S29.10.2～S34.10.1	男性	2,218円	4,436円	6,653円	8,871円	11,089円	13,307円	14,712円	16,116円	17,521円	18,926円
	女性	1,438円	2,875円	4,313円	5,750円	7,188円	8,626円	9,567円	10,509円	11,450円	12,392円

※掛金は更新日(2025年4月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(2025年4月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。) ※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

保障内容 ※主契約：定期保険(団体型) ※特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
死亡 不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金(主契約)+災害保険金＞	380万円	760万円	1,140万円	1,520万円	1,900万円	2,280万円	2,360万円	2,440万円	2,520万円	2,600万円
上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金(主契約)＞	80万円	160万円	240万円	320万円	400万円	480万円	560万円	640万円	720万円	800万円
高度障害 不慮の事故により高度障害状態*1のいづれかがなったとき ＜高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金＞	380万円	760万円	1,140万円	1,520万円	1,900万円	2,280万円	2,360万円	2,440万円	2,520万円	2,600万円
傷害または疾病により高度障害状態*1のいづれかがなったとき ＜高度障害保険金(主契約)＞	80万円	160万円	240万円	320万円	400万円	480万円	560万円	640万円	720万円	800万円
不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) ＜入院給付金＞	2,400円	4,800円	7,200円	9,600円	12,000円	14,400円	14,400円	14,400円	14,400円	14,400円
ガン*2で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) ＜ガン入院一時金＞	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円
6大生活習慣病*3で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) ＜6大生活習慣病入院一時金＞	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の悪性腫瘍を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかるとは認められず、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を一回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行われます。
※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいいます。病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアセスメントが行われます。

- *1 お支払いの対象となる高度障害状態**
 - 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 上肢を手関節以上で失い、かつ、下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 上肢の用を全く永久に失い、かつ、下肢を足関節以上で失ったもの
- *2 お支払いの対象となるガン**
 - 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
 - 消化器の悪性新生物
 - 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
 - 骨および関節軟骨の悪性新生物
 - 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
 - 中皮および軟部組織の悪性新生物

鹿沼商工会議所独自の給付制度の内容 ※網かけ給付はご請求が必要です

給付内容	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
病気による初期入院見舞金	一律に 3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	20,400円	22,800円	25,200円	27,600円
事故による通院見舞金	一律に 7,000円	14,000円	21,000円	28,000円	35,000円	42,000円	47,600円	53,200円	58,800円	64,400円
病気による入院見舞金	5日以上9日以内	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	34,000円	38,000円	42,000円
	10日以上19日以内	7,000円	14,000円	21,000円	28,000円	35,000円	42,000円	47,600円	53,200円	58,800円
	20日以上29日以内	10,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円	48,000円	56,000円	64,000円	72,000円
	30日以上	13,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	100,000円
二十歳祝い金	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	39,000円	43,000円	47,000円	51,000円
結婚祝い金	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	39,000円	43,000円	47,000円	51,000円	55,000円
出産祝い金	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	39,000円	43,000円	47,000円	51,000円	55,000円

小学校入学祝い金	一律に 5,000円
中学校入学祝い金	一律に 10,000円
50歳健康祝品	一律に 祝品
還暦健康祝品	一律に 祝品
古希健康祝品	一律に 祝品
満了時祝い金	一律に 10,000円
会議所主催による健康診断補助	一律に 2,000円
当所指定医療機関による日帰り人間ドック・脳ドック受診料補助	受診料補助(受診料の10%)
当所指定医療機関によるPET検査補助	一律に 10,000円

※鹿沼商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
※病気による初期入院見舞金は、人間ドック・検査入院は対象外で、2日以上5日未満の入院が対象であり、加入者1人に対してそれぞれ見舞金が支払われます。ただし、1年1回限度となります。
※事故による通院見舞金及び病気による入院見舞金は、5日以上の通院・入院が対象であり、加入者1人に対してそれぞれ見舞金が支払われます。ただし、合わせて1年2回限度となります。
※二十歳祝い金は、加入者が満20歳に達したとき、結婚祝い金は加入者が結婚したとき、出産祝金は加入者または配偶者が出産したとき、それぞれ口数に応じて上記金額を祝金として支給いたします。ただし、1年以上継続して加入していることが条件です。
※小学校入学祝い金、中学校入学祝い金は加入者の扶養親族が入学した際に、それぞれ祝金を支給します。ただし、1年以上継続して加入していることが条件です。
※50歳健康祝品は、加入者が満50歳に達したとき、還暦健康祝品は、加入者が満60歳に達したとき、古希健康祝品は、加入者が満70歳に達したとき、それぞれ一律に祝品を支給します。ただし、1年以上継続して加入していることが条件です。
※満了時祝い金は、4月1日時点で加入者が満75歳6ヵ月を超えたとき、それぞれ一律に祝金を支給します。ただし、5年以上継続して加入していることが条件です。
※会議所主催による健康診断補助については、一律に2,000円を補助いたします。
※当所指定医療機関による日帰り人間ドック・脳ドックについては、それぞれ一律に受診料の10%を補助いたします。ただし、当所指定医療機関での受診が条件です。
※当所指定医療機関によるPET検査補助については、一律に10,000円を補助いたします。
※裏表紙の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険(団体型)と同様に取扱われます。
※詳細は、「さつき共済福祉見舞金等給付金内規」にてご確認ください。

- 乳房の悪性新生物
- 女性生殖器の悪性新生物
- 男性生殖器の悪性新生物
- 腎臓の悪性新生物
- 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- 骨および関節軟骨の悪性新生物
- 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- 部位不明確、発症部位および部位不明の悪性新生物
- リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
- 上皮内新生物
- 真正赤血球増大症(多血症)
- 骨髄異形成症候群
- 慢性骨髄増殖性疾患
- 本態性(出血性)血小板血症
- ランゲルハンス細胞組織球症

*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病

- 糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患
- 肝硬変・慢性腎不全

さつき共済の取扱い

保険期間 保険期間は1年間(2025年4月1日～2026年3月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 鹿沼商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で2025年4月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、70歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、70歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、70歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*4に限ります。次の留意事項を必ずお読みください。加入申込書告知書または申込日(告知日)現在、正常に就業している方*4に限ります。次の留意事項を必ずお読みください。加入申込書告知書または申込日(告知日)現在、正常に就業している方*4に限ります。次の留意事項を必ずお読みください。

告知事項	留意事項
①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテルレーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上記の告知事項に該当します。 ●継続して14日以上の入院とは、転院、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。	●14日以上にわたるとは、合併症・続発症を含む一連の病気で、転院、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診察日数ではありません) ●治療には診察、検査および食事療法・運動療法を含みます。

別表 心臓病(心臓つらく心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症*5、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺炎、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝臓・胆膵炎)、腎臓病(腎臓・ネフローゼ腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、関節炎

加入日(効力発生日) 加入申込月の翌月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み 初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消となります。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入(増額)脱退手続き 加入(増額)2ヵ月分は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者票の発行 加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続きをおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があらむ場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続きをおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、さつき共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所独自の給付金の受取人は加入者です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続きを行ってください。

配当金 定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに取次計算をおこなう剰余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。